

平成 28 年度料金改定協議の状況について

水道用水供給事業の現行料金は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間となっていることから、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の料金について、受水市町と協議・調整を進めてきたところである。

1 料金改定の基本的な考え方

- ◆水道事業継続に真に必要な施設整備をアセットマネジメントにより効率的に実施
- ◆健全な財政を維持するため保つべき経営水準を確保
- ◆平成 28 年度料金改定における料金体系や水量の考え方は現行制度による
- ◆平成 22 年 11 月 12 日に各受水市町長と企業庁長との間で締結された「南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業の統合に関する協定書」に基づき、平成 28 年度から基本料金および使用料金を統一する

2 平成 28 年度～平成 32 年度料金改定（案）

		浄水場	現行料金	改定案
			H23～H27	H28～H32
基本料金の料率	基本水量1m ³ につき月額	吉川	1,270円	1,270円
		馬淵	1,315円	
		水口	1,679円	
使用料金の料率	使用水量1m ³ につき	吉川	27円	31円30銭
		馬淵		
		水口		
(参考)	責任水量1m ³ あたりの単価	吉川	83円	87円
		馬淵	85円	
		水口	100円	

3 受水市町との協議経過

滋賀県湖南水道用水供給事業連絡協議会 6 回
(平成 27 年 1 月 28 日～平成 27 年 8 月 31 日)

4 各受水市町からの主な意見

「電気料金の値下げがあった場合の使用料金への反映」

- 電気料金の値下げがあり、見込額との乖離が短期的なものではないと見込まれた場合、使用料金への反映を検討・協議する。

「基本水量見直しの早期実施」

- 基本水量等の見直し協議を平成 28 年度から開始し、各市町間の調整・合意が整い次第、速やかに基本水量と料金体系等の変更を行う。

「企業庁の経営努力」

- 可能な限りのダウンサイジングおよび一層の経費の見直し、削減による更なる経営の合理化・効率化に取り組む。

5 今後の予定

- 県議会 11 月定例会議で料金改定の条例案提出
- 平成 28 年 4 月より料金改定